7 緑地保全制度の適用イメージ

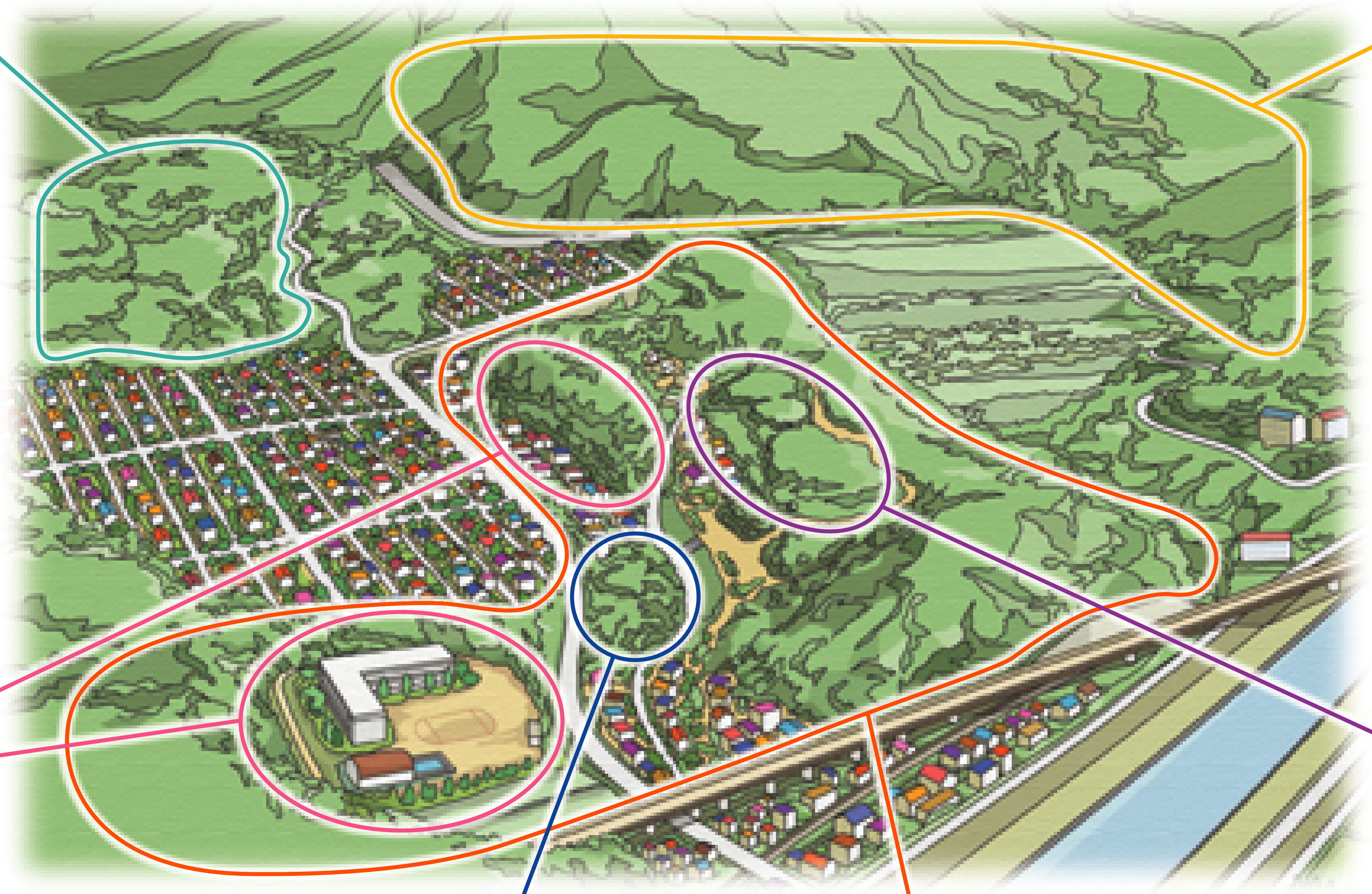

特別緑地保全地区

都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を守るための制度であり、都市計画決定により地域指定を行います。地区内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となるなど、現状凍結的な厳しい規制を行います。

緑地保全地域

都市近郊の広範囲の緑地を守るための制度であり、都市計画決定により地域指定を行います。地域内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について事前の届出が必要になり、地方公共団体は緑地の保全上必要な場合には、その行為の禁止等を命ずることができます。

ふれあい樹林制度（仮称）

①ふれあい樹林地区（仮称）
保全すべき緑地を対象に、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について事前に届出を行うふれあい樹林地区（仮称）を指定します。

②市民ふれあい樹林（仮称）
ふれあい樹林地区（仮称）のうち、市民が積極的に自然にふれあう場としてふさわしい緑地については、地権者と協定を締結し、市民ふれあい樹林（仮称）として公開します。ボランティアなどによる緑地の維持管理、間伐材及び竹などの利用促進を図ります。

保存樹林

500㎡以上の緑地で美観が特に優れている樹林を保存樹林に指定し、地権者等に保存義務を課します。

緑地保全配慮地区

都市の緑地の現状等を勘案し、自然的景観に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、その地区内において多様な緑地保全制度の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ります。

市民緑地

300㎡以上の緑地の地権者と地方公共団体が借地契約を結び、地方公共団体等が緑地を管理し、園路等を整備し地域の人々に公開します。